

託送料金認可取消請求事件 第9回口頭弁論 弁護士意見陳述

2022.11.14

原告訴訟代理人

弁護士 馬場 勝

本件変更認可処分により小売電気事業者に賠償負担金と廃炉円滑化負担金の支払義務が課されること①

▶ 被告の主張

- ▶ 「本件変更認可処分は、『託送供給を受ける権利』を『直接』『制限』するものではないから、本件変更認可処分によりその権利が直接制限されるものとして本件訴訟の原告適格が肯定されることにはならない。」
- ▶ 「原告が賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払義務を負うのは本件変更認可処分の法的効果ではなく、一般送配電事業者との合意の効果にほかならない。」

本件変更認可処分により小売電気事業者に賠償負担金と廃炉円滑化負担金の支払義務が課されること②

- ▶ 小売電気事業者は電気事業法17条1項、18条1項、2項によって、法的地位や権利が保障されているから、一般送配電事業者が経済産業大臣の認可を受けることなく託送供給等約款を変更しても、それにより小売電気事業者の法的地位や権利は変動しない。
- ▶ 経済産業大臣の認可を受けてはじめて、それが一般送配電事業者と小売電気事業者の間の託送供給契約に法的効果を与える。
- ▶ 小売電気事業者が託送供給等約款の変更認可後の内容に拘束されるのは、託送供給等約款変更認可処分の法的効果によるもの。

本件変更認可処分により小売電気事業者に賠償負担金と廃炉円滑化負担金の支払義務が課されること③

- ▶ 「原告が賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払義務を負うのは本件変更認可処分の法的効果ではなく、一般送配電事業者との合意の効果にほかならない」とする被告の主張は誤り。

本件変更認可処分により小売電気事業者に賠償負担金と廃炉円滑化負担金の支払義務が課されること④

- ▶ これまでの原告の主張
- ▶ 「経済産業大臣の認可があった時点で、託送供給等約款の変更の効果が発生し、一般送配電事業者と託送供給契約の相手方との間で従前から託送供給契約を締結していたときは、変更後の託送供給等約款が直ちに適用される。」
- ▶ 被告はこれに対し、正面からの反論ができていない。
- ▶ 原告は本件変更認可処分後も託送供給を受けられることができることを理由に、「本件変更認可処分は『託送供給を受けられる権利』を『直接』『制限』するものではない」と、議論をすり替え、揚げ足を取ることしかできてない。

原告が処分の取消しを求めることにつき法律上の利益を有していること①

▶ 被告の主張

- ▶ 小売電気事業者に「託送料金に賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金を上乗せされない権利」、「託送料金を値上げされない権利」を認めることができない以上、本件変更認可処分が原告の財産権を制限するものとはなり得ない。

原告が処分の取消しを求めることにつき法律上の利益を有していること②

- ▶ 託送供給契約の相手方である小売電気事業者は、電気事業法によって小売電気事業者の託送供給を受ける権利、それも経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款により託送供給を受ける権利が保障されている。

原告が処分の取消しを求めることにつき法律上の利益を有していること③

- ▶ 託送供給等約款の変更認可処分がなされない限り、一般送配電事業者が託送供給等約款を変更しても、それにより小売電気事業者の法的地位や権利は変動しない。
- ▶ 小売電気事業者は、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担金相当金と廃炉円滑化負担金相当金を課される地位に立たされるものであり、本件変更認可処分によって託送供給契約の相手方に対する金銭の支払を余儀なくされる。

原告が処分の取消しを求めることにつき法律上の利益を有していること④

- ▶ 原告は、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき、法律上の利益を有する者にあたる。

小売電気事業者は、電気事業法17条1項によって一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されていること①～最高裁平成11年1月21日判決について～

▶ 被告の主張



▶ 「水道法15条1項の規定から直ちに具体的な水道供給を受ける権利が発生し、あるいは根拠づけられているとする余地はない。」

▶ 「最高裁平成11年1月21日判決は水道法15条1項における正当の理由の一事例判断を示したものにすぎず、本件とは事案も争点も全く異なり、約款の変更にかかる本件との関係で何らの先例的な意義を有するものではない。」

小売電気事業者は、電気事業法17条1項によって一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されていること②～最高裁平成11年1月21日判決について～

- ▶ 前記最高裁判決は、水道法15条1項によって、民法上の大原則である契約自由の原則が修正され、水道供給においては供給申込みがされると正当な理由がない限り承諾の意思表示をする義務が発生し、同時に給水申込者の供給を受ける権利が発生するという契約関係上の権利義務があることを前提としている。

小売電気事業者は、電気事業法17条1項によって一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されていること③～最高裁平成11年1月21日判決について～

- ▶ 仮に被告主張のように、「正当の理由がなければこれを拒んではならない」との規定が給水申込者の供給を受ける権利を規定するものでないならば、正当な理由の有無を判断する必要はなく、民事上の権利がないという理由で棄却すればよいだけ。
- ▶ 同最高裁判決は承諾に代わる意思表示を求めている事案であり、民事契約関係上の給水申込者の供給を受ける権利として、承諾に代わる意思表示を求める権利が発生すること（水道法15条1項により水道供給を受ける権利が保障されていること）を前提に、正当な理由の有無を判断している。

小売電気事業者は、電気事業法17条1項によって一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されていること④～最高裁平成11年1月21日判決について～

- ▶ 被告は水道法及び最高裁判決の解釈を誤っている。

小売電気事業者は、電気事業法 17 条 1 項によって一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されていること⑤

▶ 原告の主張

- ▶ 「そもそも電気事業法 17 条 1 項の定めがなければ、一般送配電事業者は小売電気事業者に対し、託送供給を拒むことができるし、18 条 1 項、2 項の規定がなければ託送供給契約の内容も自由に決定することができる。」
- ▶ 「その意味で、小売電気事業者は電気事業法 17 条 1 項によって一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されている。
- ▶ 同法 18 条 1 項、2 項によってその契約内容はあらかじめ経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款の通りになる。」

小売電気事業者は、電気事業法 17 条 1 項によって一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されていること⑥

▶ 原告の主張

- ▶ 「小売電気事業者は電気事業法 17 条 1 項、18 条 1 項、2 項によって法的地位や権利が保障されている。」

小売電気事業者は、電気事業法17条1項によって一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されていること⑦

- ▶ 原告の主張に対し、被告は水道法の規定と同一に論じることができない旨を主張するのみで、それ以上、適切な反論ができていない。

最後に①

- ▶ 前回期日において、原告は結審しても良いとの意見を述べていたが、被告が電気事業法17条の解釈に関する反論を行うということでやむなく期日が続行された。
- ▶ しかし、被告は「本件変更認可処分によって、原告の権利は侵害されていない」旨のこれまでの主張を繰り返すのみで、徒に審理を引き延ばすものに過ぎないものだった。

最後に②

- ▶ 本件では既に双方の主張立証が尽くされているため、審理を終結し、速やかに原告の請求を認める判決が言い渡されるべき。

終わり